

生活保護法及び中国残留邦人等支援法

指定医療機関のしおり

平成31年（2019年）1月作成

令和3年（2021年）2月改定

八王子市福祉部生活福祉総務課

八王子市福祉部福祉政策課

目 次

第1 生活保護法のあらまし

1 生活保護法の目的と基本原理	1
2 保護の種類と方法	1
3 保護を決定し実施する機関	1
4 指定医療機関	1
指定医療機関医療担当規程	2
生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	4

第2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

1 支援給付の概要	6
2 支援給付の対象者	6
3 支援給付の種類	7
4 実施機関	7
5 指定医療機関	7

第3 医療機関の指定

1 医療機関の申請	8
2 指定の基準	8
3 指定医療機関の指定の有効期間（更新制）	9
4 指定年月日の取り扱いについて	9
5 指定通知	10
6 生活保護法指定介護機関の指定	10
7 指定申請の流れ	10
8 指定医療機関等の届出事項一覧	11

第4 指定医療機関の義務

1 医療担当義務	12
2 診療報酬に関する義務	12
3 指導等に従う義務	12
4 変更の届出等	13
5 標示の義務	13

第5	医療扶助又は医療支援給付の申請から決定まで	
1	医療扶助又は医療支援給付申請の流れ等	1 4
2	医療扶助又は医療支援給付の申請	1 5
3	医療の要否の確認	1 5
4	医療扶助又は医療支援給付の決定	1 5
	各給付要否意見書の提出時期一覧	1 7
5	医療券の発行	1 8
第6	被保護者（生活保護）受診時の注意事項	
1	医療機関の受診時	2 0
第7	被支援者（支援給付）受診時の注意事項	
1	医療機関の受診時	2 1
第8	医療扶助及び医療支援給付の内容	
1	範囲	2 2
2	診療方針及び診療報酬	2 2
3	治療材料の取扱い	2 2
4	移送の取扱い	2 4
5	第三者行為について	2 5
第9	診療報酬の請求手続き	
1	医療券に基づく請求	2 6
2	診療報酬請求書等の記載要領	2 6
3	診療報酬明細書等の記載について	2 6
4	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）の施行による 医療扶助及び医療支援給付の取扱いについて	2 6
	（参考1）公費負担医療制度の法別番号	2 7
	（参考2）都道府県番号表	2 8
第10	指導と検査	
1	指導	2 9
2	検査	2 9
3	その他の取り扱い	3 0
	八王子市生活保護法による指定医療機関に対する指導及び検査実施要領	3 1

資料編

指定申請等様式	34
医療要否意見書(様式第13号)	45
精神疾患入院要否意見書(様式第16号)	47
保護変更申請書(傷病届)(様式第12号)	48
訪問看護要否意見書(様式第17号)	49
給付要否意見書(所要経費概算見積書)(様式第18号の1)	50
生活保護法医療券・調剤券(様式第23号)	51
訪問看護に係る利用料請求書(様式第23号の7)	55
本人確認証	56
後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用原則化についての	
リーフレット(病院・診療所用)	57
リーフレット(薬局用)	59
八王子市の問合せ先	61

生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定申請用紙等について

生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定申請用紙等は八王子市福祉事務所に備えてあるもののほか、以下の八王子市のホームページからダウンロードすることができます。

八王子市ホームページ > 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉
> 生活保護 > 指定医療機関・指定施術機関(生活保護・中国残留邦人等支援法)
または

八王子市ホームページのトップページ「キーワードで検索する」に「生活保護法指定医療機関」と入力して検索してください。検索結果の「生活保護法による医療扶助・介護扶助 | 八王子市公式ホームページ」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003917.html>

第 1 生活保護法のあらまし

1 生活保護法の目的と基本原理

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。

生活保護法（以下「法」という。）は、この憲法の理念に基づいて、昭和 25 年 5 月に制定された制度であり、次の 4 つの基本原則によって支えられています。

- (1) 国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする国家責任の原理（法第 1 条）
- (2) 保護を受ける原因は、生活に困窮している事実によってであり、生活保護法に定める要件を満たす限り、その機会、内容において一切差別をつけないという無差別平等の原理（法第 2 条）
- (3) 保護を受ける者には、必ず最低限度の需要を満たすことのできる程度の生活を保障する最低生活保障の原理（法第 3 条）
- (4) 要保護者がその利用しうる資産、能力その他あらゆる社会資源をその生活の維持のために活用することを要件として行われるという補足性の原理（法第 4 条）

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の 8 種の扶助に分けられ、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われます。（法第 11 条）

また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

3 保護を決定し実施する機関

保護は、都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対し保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第 19 条）

八王子市においては、これらの保護の決定、実施に関する事務は、福祉事務所（八王子市役所本庁舎地下 1 階）において行っています。

4 指定医療機関

医療扶助のための医療を担当する機関は、開設者の申請により、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の指定、その他の医療機関については都道府県知事等（政令指定都市、中核市を含む。）の指定を受けることとされています。

この指定を受けた医療機関を「指定医療機関」といいます。

医療扶助を行う指定医療機関は、下記の指定医療機関担当規程により、被保護者の医療を担当しなければならないとされています。

指定医療機関医療担当規程

制定：昭和25年8月23日 厚生省告示第222号

改正：平成30年9月28日 厚生労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規程により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続きをすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

（後発医薬品）

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認められた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定によ

る厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第 7 条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第 8 条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第 9 条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(通知)

第 10 条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第 11 条 指定医療機関である健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第 5 条の規定は適用せず、第 8 条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」あるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第 12 条 指定医療機関である薬局にあつては、第 5 条の規定は適用せず、第 8 条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第 13 条 第 1 条から第 10 条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第 1 条から第 5 条まで、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 10 条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとなっておりますが、以下については、国民健康保険の例によらない生活保護独自の取り扱いです。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

制定：昭和34年5月6日 厚生省告示第125号
(最終改正 平成28年厚生労働省告示第156号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7

8条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定め例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規定は、これを適用しない。

第2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

1 支援給付の概要

支援給付制度は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれた特別の事情に鑑み、平成20年4月1日から実施されることになった、生活保護とは異なる新たな制度です。

中国残留邦人等に対して老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に支給されるものです。

支援給付は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項により、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされています。

2 支援給付の対象者

- (1) 特定中国残留邦人等（老齢基礎年金の満額支給の対象となる方・・・1）で、世帯の収入が一定の基準に満たない方、及びその特定配偶者（2）
- (2) 中国残留邦人等支援法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、生活保護を受給していた方

1 老齢基礎年金の満額支給の対象となるのは、次の要件のいずれにも該当する中国残留邦人等です。

明治44年4月2日以後に生まれた方

昭和21年12月31日以前に生まれた方（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。）

永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方

昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方

* 対象者となるためには、厚生労働省への申請が必要となります。

2 「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等（老齢基礎年金の満額支給の対象となる方）が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（事実婚を含む）である方を指します。特定配偶者以外の配偶者は「非特定配偶者」となります。

【注1】「老齢基礎年金の満額支給の対象となる方」には、60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受給していない方も含みます。

【注2】支援給付を受給中の特定中国残留邦人等（老齢基礎年金の満額支給の対象となる方）ご本人が死亡した場合には、特定配偶者が継続して支援給付を受給することができます。

【注3】特定中国残留邦人等（老齢基礎年金の満額支給の対象となる方）の非特定配偶者は給付対象外ですが、改正法施行（平成26年10月1日）時に支援給付を受給していた場合は経過措置として支給継続となります。

3 支援給付の種類

生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類です。教育扶助に相当するものがない点で、生活保護と異なります。

生活保護同様、金銭給付が原則ですが、医療支援給付及び介護支援給付は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

4 実施機関

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が支援給付の実施機関となります。

5 指定医療機関

医療支援給付のための医療を担当する機関は、生活保護同様指定を受けることとされています。平成19年度までに生活保護法による指定を受けている医療機関は支援給付の指定を受けたものとみなします。平成20年4月1日以降は、支援給付の指定を受けることが必要ですが、八王子市では、生活保護法指定申請書を支援給付の指定申請書と兼ねることとしています。

第3 医療機関の指定

1 医療機関の申請

八王子市に所在する医療機関が生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定医療機関として市長の指定を受けるには、八王子市ホームページに掲載している申請用紙に所定の事項を記載し、八王子市福祉事務所に提出（関東信越厚生局とは別です。）することになっています。申請する場合は、欠格事由に該当しない旨の誓約書を必ず添付してください。

また、届出事項に変更があった場合、業務を廃止、休止及び再開した際は、八王子市福祉事務所に届出書を提出してください。

なお、いったん指定を受けた医療機関でも次のような場合には廃止の手続きをとり、あらためて指定申請をする必要があります。

- (1) 指定医療機関の開設者が交代したとき（ただし、法人の場合には、法人が開設者でありますのでその代表者が変わっても、手続きは不要です。）
 - (2) 指定医療機関の開設者が個人から法人となったとき若しくは法人から個人となったとき
 - (3) 指定医療機関であった病院を診療所に、又は診療所を病院に変更したとき
 - (4) 指定医療機関の所在地を移転により変更したとき
- 詳細は、「8 届出事項」をご覧ください。

平成27年4月1日から八王子市が中核市に移行したことにより、八王子市内の医療機関については、八王子市が指定等を行います。

2 指定の基準

指定は、病院若しくは診療所（医科、歯科）、薬局又は訪問看護事業所の開設者の申請により行います。（法第49条の2）

ア 指定の要件

法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、八王子市長は指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、八王子市長は指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

- ・ 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき
- ・ 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ・ 開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき

（指定除外要件の例）

- ・ 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき

イ 指定の取消要件

指定医療機関が、法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しく

は一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき
- ・ 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき

3 指定医療機関の指定の有効期間（更新制）

(1) 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。(法第49条の3第1項)

(2) 更新手続きの方法

指定の更新時期が近づいたら、更新のご案内と更新申請書類を指定医療機関に送付します。更新申請書は、提出期限までに所定の提出先へご提出下さい。指定の有効期間内に更新の申請がされなかった場合は、指定が失効しますのでご注意下さい。

(3) 更新手続きが不要な医療機関

指定医療機関のうち、以下に該当する医療機関については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。(法第49条の3第4項(健康保険法第68条第2項の準用))

医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

医師、歯科医師又は薬剤師の開設する(個人開設)指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

4 指定年月日の取り扱いについて

指定年月日は、福祉事務所が申請書を受理した月の1日となります。ただし、健康保険法等他法の指定を要件とする医療機関については、他法による指定日以降の指定年月日となります。

〔例〕申請受理日：平成30年11月20日 指定日：平成30年11月1日

〔(例外)申請書受理日が上記と同日であっても、保険医療機関としての「指定の期間」が「平成30年11月5日から」となっている場合、生活保護法の指定医療機関としての指定年月日は平成30年11月5日となります。〕

指定年月日の遡及は原則として行いません。ただし、以下に該当する場合は、遡及が認められることがありますので、遡及が必要である場合は、申請書の提出先である福祉事務所へご相談ください。

ア 指定医療機関の開設者が変更した場合で、変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合

イ 指定医療機関が移転し同日付けで新旧医療機関を開設、廃止した場合で、患者が引き続き診療を受けている場合

ウ 指定医療機関の開設者が個人から法人組織に、又は法人組織から個人に変更になった場合で、患者が引き続き診療を受けている場合

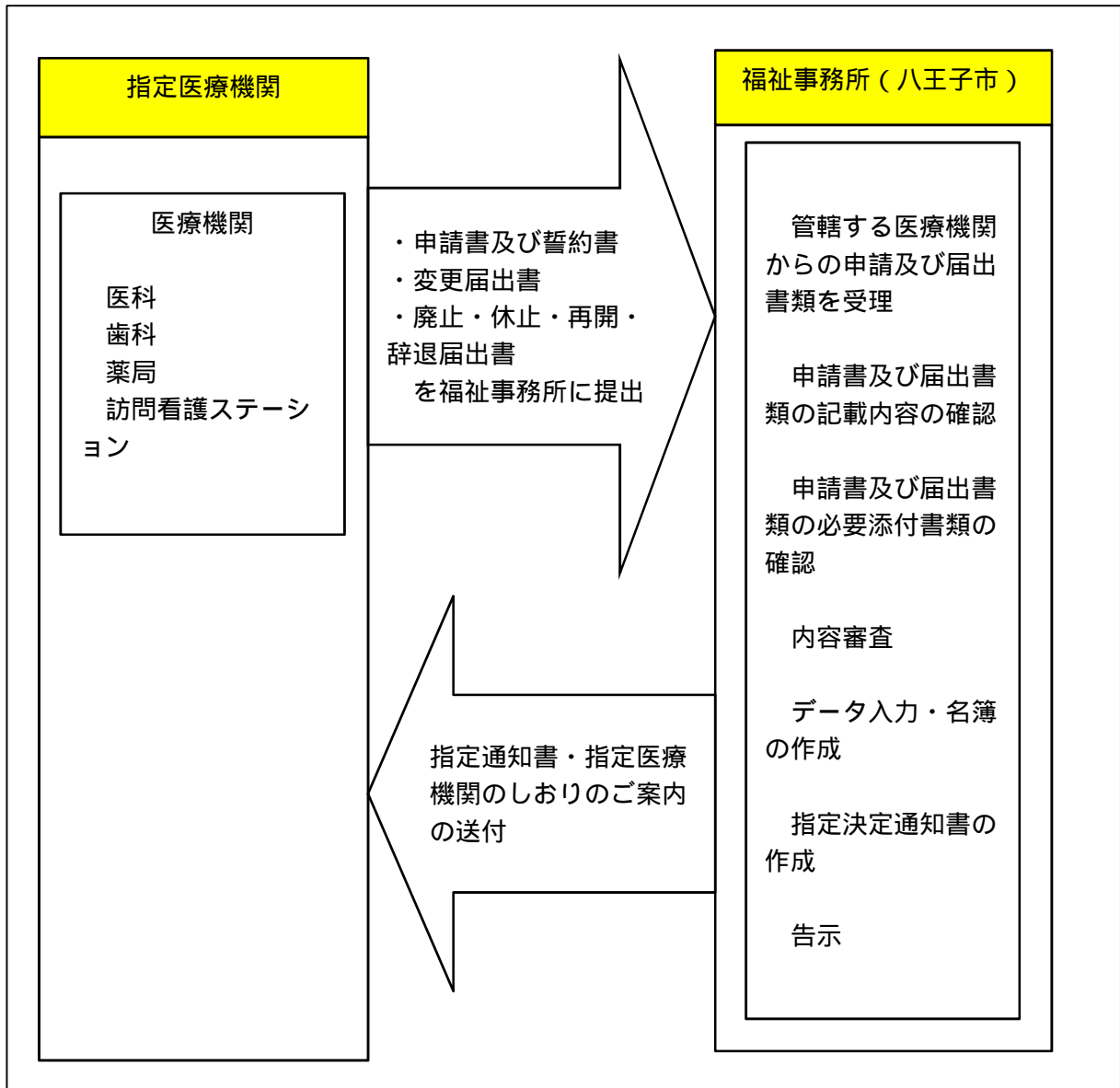
5 指定通知

八王子市長は、医療機関等を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を八王子市役所前の掲示場に掲示します。

6 生活保護法指定介護機関の指定

平成26年7月1日以降、新たに健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局に指定された医療機関は、八王子市に生活保護法の「指定を不要とする旨申出書」の提出をした場合を除き、指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

7 指定申請の流れ



8 指定医療機関等の届出事項一覧

届出を要する事項		提出書類						
		指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
新規申請	医療機関（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション）が初めて指定を受ける場合							
既に指定を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 移転したとき（訪問看護ステーションを除く） (2) 開設者が交代したとき <ul style="list-style-type: none"> ア 個人の交代（A氏 B氏） イ 個人 法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 （ 法人の代表者が交代した場合は届出不要） (3) 病院 診療所に変わった場合 <ul style="list-style-type: none"> 一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります。 							
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関の名称変更 (2) 所在地の変更 <ul style="list-style-type: none"> 移転（訪問看護ステーションのみ） 住居表示変更・地番整理 (3) 開設者に関する変更 <ul style="list-style-type: none"> ア 氏名（法人の場合は法人名称）の変更 イ 住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更 (4) 管理者の変更 <ul style="list-style-type: none"> ア 氏名の変更 イ 住所の変更 ウ 管理者の交代 (5) 医科 歯科に変わった場合（業務の種類及び医療機関コードの変更） 							
	<ul style="list-style-type: none"> 1 天災、火災その他の原因により指定医療機関等の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき 2 医療機関の開設者が死亡した場合 3 医療機関の開設者が業務を中止した場合 							
	<ul style="list-style-type: none"> 1 天災その他の原因により医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合 2 指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合 3 開設者等が自己の意思により当該業務を休止したとき 							
	業務を休止した医療機関が業務を再開した場合							
	生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続） 医療機関は任意に辞退を行うことができるが、30日以上の予告期間が必要							

第4 指定医療機関の義務

生活保護法及び中国残留邦人等支援法により指定された医療機関等は、次の事項を守っていただきます。

1 医療担当義務

- (1) 福祉事務所長等から委託を受けた患者について誠実かつ適切にその医療を担当すること
- (2) 指定医療機関医療担当規程の規定に従うこと
- (3) 生活保護法第52条による診療方針により、医療を担当すること
- (4) 薬局における調剤録には、次の事項を記入し、保存すること。ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せん調剤録と同様の事項を記入したのものをもってかえることができること
 - ア 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
 - イ 調剤券を発行した福祉事務所名
 - ウ 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間
 - エ 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社会保険負担額、他法負担額及び本人支払額
- (5) 医師又は歯科医師は、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるかと認められた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行なうこと。また、薬局の薬剤師は、処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合、原則として後発医薬品を調剤するものとする。
- (6) 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

2 診療報酬に関する義務

- (1) 患者について行った医療に対する報酬は、所定の請求手続きにより生活保護と支援給付とをわけて請求すること。(生活保護法第52条並びに昭和34年5月6日付厚生省告示第125号)
- (2) 診療内容及び診療報酬の請求について生活保護と支援給付とをわけて八王子市長の審査を受けること。(法第53条第1項)
- (3) 八王子市長の行う生活保護又は支援給付の診療報酬額の決定に従うこと。(法第53条第2項)

3 指導等に従う義務

- (1) 患者の医療について厚生労働大臣又は八王子市長の行う指導に従うこと(法第50条第2項)
- (2) 厚生労働大臣又は八王子市長が当該職員に行わせる立入検査を受けること(法第54条第1項、法第84条の4)

4 変更の届出等

指定医療機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、前表のような事由が生じた場合には、同表に記載されている所定用紙により届出を速やかに行ってください。

5 標示の義務

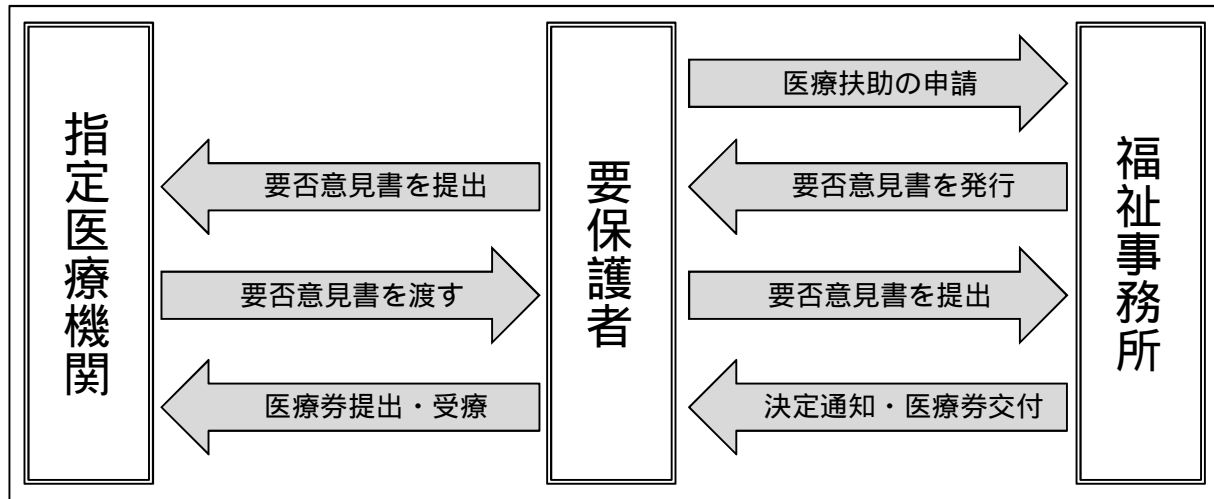
指定医療機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定（医）」と表示する。）を掲示してください。（生活保護法施行規則第13条）

第5 医療扶助又は医療支援給付の申請から決定まで

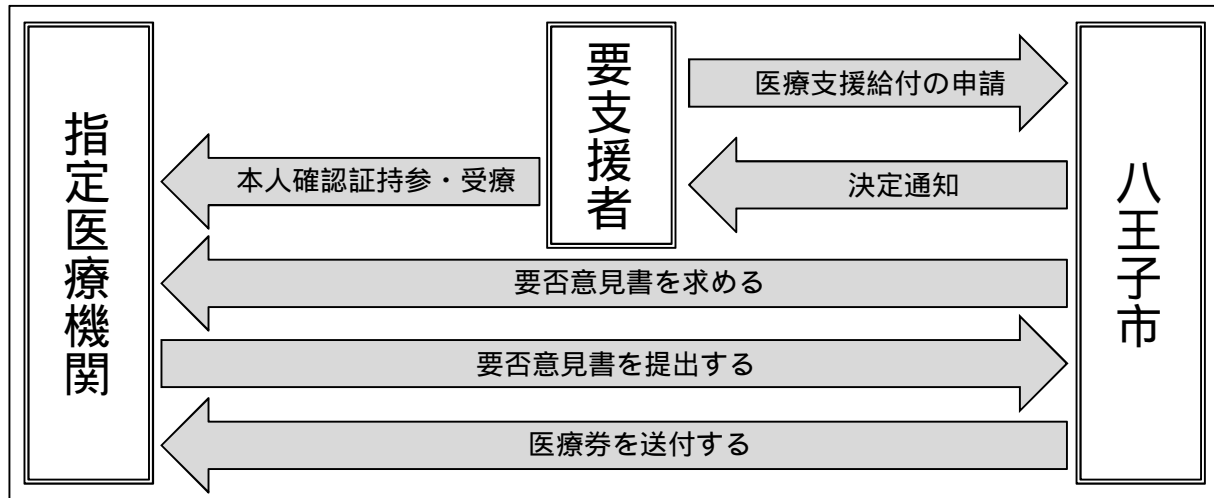
1 医療扶助又は医療支援給付申請の流れ等

医療扶助又は医療支援給付が申請されてから、決定、支払までの一般的な事務手続きは、次のとおりです。

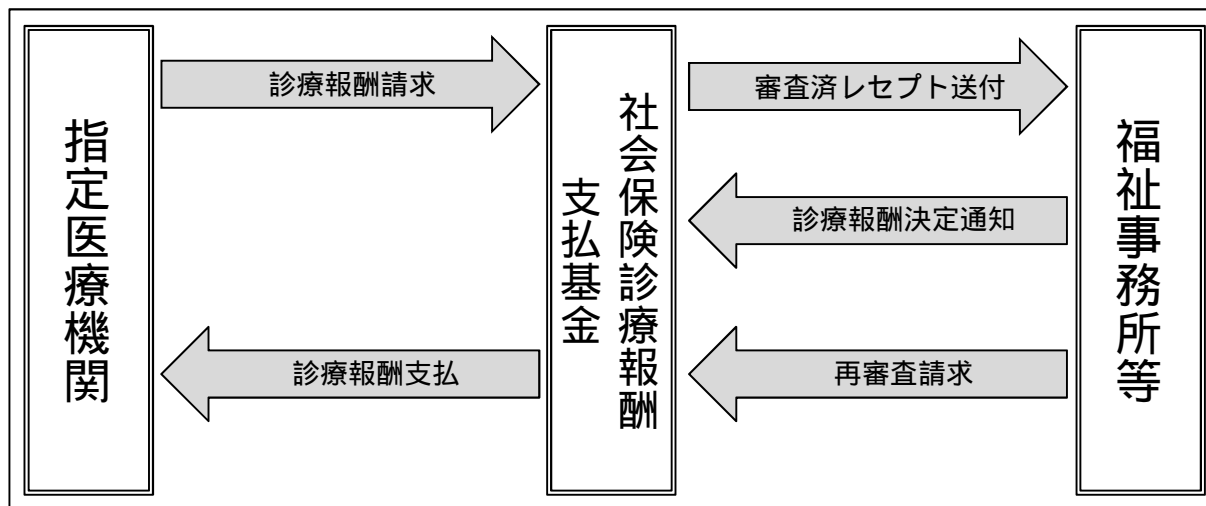
(1) 医療扶助決定の流れ(生活保護法)



(2) 医療支援給付決定の流れ(中国残留邦人等支援法)



(3) 診療報酬支払の流れ



(4) 消滅時効

債権の種類	診療月	時効期間	根拠法令	時効の起算点
医療機関等の診療報酬請求権	令和2年(2020年)3月まで	3年	民法第170条及び第166条	診療日の属する月の翌月1日
	令和2年(2020年)4月以降	5年	民法第166条第1項	

(昭和48年5月1日付社保第87号厚生労働省社会援護局保護課長通知
「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(問14))

令和2年(2020年)4月1日民法改正により、診療報酬請求権の時効について変更されました。診療月によって請求時効が異なりますので、ご注意ください。

2 医療扶助又は医療支援給付の申請

医療扶助を受ける者は、まず住所地を所管する福祉事務所長等に対して保護の申請を行います。しかし、急迫した状況にある場合は、保護の申請がなくても福祉事務所長等の職権により保護が行われます。医療支援給付も同様です。

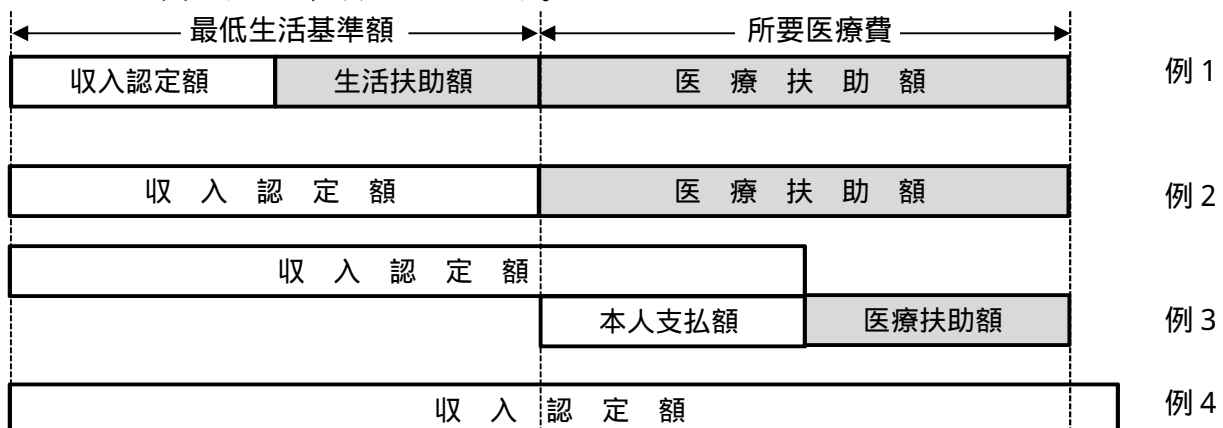
3 医療の要否の確認

申請を受けた福祉事務所長等は、医療扶助を適用する必要があるか否かを判断する資料にするため医療要否意見書等を申請者に対し発行し、指定医療機関から意見を徴して医療の要否を確認します。医療支援給付の場合は、申請者を介さず福祉事務所等から直接指定医療機関へ医療要否意見書等を送付し、意見を徴します。

4 医療扶助又は医療支援給付の決定

福祉事務所長等は、提出された各給付要否意見書を検討し、医療の要否、他法(例えば「障害者総合支援法」)の適用等について確認し、さらに、要保護者の生活状況などを総合的に判断して、医療扶助の決定を行います。医療支援給付の場合も同様です。

これを図にすると、次のとおりです。



- (注) 例 1 . 生活扶助等と医療扶助との併給世帯となります。
 例 2 . 本人支払額のない医療扶助単給世帯となります。
 例 3 . 本人支払額のある医療扶助単給世帯となります。
 例 4 . 生活保護法の対象となりません。

支援給付の場合は、生活扶助を生活支援給付、医療扶助を医療支援給付、生活保護法を中国残留邦人等支援法と読み替えます。

各給付要否意見書の提出時期一覧

	医療扶助又は医療支援給付開始時				継続			
	入院		入院外		入院		入院外	
	単給	併給	単給	併給	単給	併給	単給	併給
医療給付要否意見書		(ただし、病状悪化等により明らかに入院医療の必要が認められ、かつ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く)		(ただし、明らかに必要性が認められ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く)	(3ヶ月ごと)	(3ヶ月ごと)	(3ヶ月ごと)	(6ヶ月ごと)
精神疾患入院要否意見書					(6ヶ月ごと)	(6ヶ月ごと)		
給付要否意見書(治療材料)					(その都度(ただし、消耗的なもので継続使用とするものについては、6ヶ月以内(尿中糖半定量検査用試験紙については、3ヶ月以内)の期間とする))			
給付要否意見書(移送)							(3ヶ月ごと)	(3ヶ月ごと)
訪問看護要否意見書							(6ヶ月ごと)	(6ヶ月ごと)

ただし、慢性疾患は嘱託医の判断により6ヶ月ごと

ただし、医療要否意見書等により、明らかに必要性が認められ、かつ交通費が確実に認定される場合を除く

(注)

- 1 「単給」とは、医療扶助のみを受給している被保護者
「併給」とは、医療扶助とその他の扶助を受給している被保護者
- 2 保護の新規開始で医療扶助を行う場合は、事前に要否意見書が必要
- 3 要否意見書がなくても受診できる具体例

急性疾患や事故などによる傷病の場合（急性虫垂炎、複雑骨折など）

初診の段階において、直ちに入院を要する場合（悪性腫瘍など）

入院外医療受給中の者が、急激な病状の悪化等により直ちに入院を要する場合

4 上記 1 から 3 は、医療支援給付も同様

5 医療券の発行

医療扶助又は医療支援給付が決定された場合は、その必要とする医療の種類、たとえば医療における入院、入院外、歯科、調剤等に応じてその必要とする生活保護法又は中国残留邦人等支援法の医療券・調剤券（以下「医療券」という。）が発行されます（5 1～5 4 頁参照）。

医療券は暦月を単位として発行され、有効期間が記入されています。

なお、下記の点に注意して医療券を取り扱ってください。

(1) 被保護者の診療又は調剤の給付にあたっては医療券を必ず確認してください。

支援給付の被支援者の場合は、医療券は本人が持参せず、福祉事務所等から直接送付されます。本人は、本人確認証を持参しますので、本人確認証と送付された医療券を必ず確認してください。

また、緊急を要する場合で医療券を有しない被保護者又は被支援者であっても、診療後速やかに福祉事務所等に連絡し、医療券を受領の上で、診療報酬等を請求してください。

(2) 請求の際には、医療券の記入事項を、診療報酬明細書等に正確に転記してください。

なお、医療券には市独自の交付番号（原則として毎月発行ごとに異なる番号）を付番しているため、診療報酬明細書等の所定の箇所に正確に転記してください。

(3) 医療券は、福祉事務所等における支払済の診療報酬明細書等の点検により疑義が生じ、資格確認等の照会を行う場合に必要となりますので、福祉事務所等における確認が終了するまでの間、保管してください。（診療報酬等請求月の翌月から 1 年程度）また、この期間経過後は指定医療機関等の責任の下、処分してください。

(4) 平成 20 年 4 月より、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されましたが、被保護者及び被支援者については後期高齢者医療制度の適用対象外となります。75 歳以上の者 65 歳以上 75 歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあるもの（被用者保険の加入者を除く）についての医療券には、原則該当するに至った日の属する月の翌月から「後保」と表示されます。

またこの場合は、診療報酬明細書に「後保」の表示をしてください。

(5) 訪問看護についても医療券を発行しますが、これに基づき訪問看護療養費明細書で基本料を含めた費用を支払基金あて請求してください。

また、基本利用料以外のその他の利用料（患家までの交通費など）がある場合は、「訪問看護に係る利用料請求書」（様式第 23 号の 7）により、福祉事務所等あて直接請求してください。

(6) 病院において、2 科以上の診療科にわたり診療を受ける場合にも、医療券の発行は 1 枚です。

この場合も医療券に記載されている「公費負担者番号」や「交付番号」等を転記して、2 科以上の診療科に係る請求分を合わせて 1 枚の診療報酬明細書によって請求してください。

医療券への記入事項	診療報酬明細書記載欄の有無	転記要否	備考
年 月 分	有	要	
公費負担者番号	有	要	
受給者番号	有	要	
交付番号	無	要	()に記載
有効期間	無	不要	
単独・併用別	有	要	
氏名、生年月日	有	要	
居住地	無	不要	
指定医療機関名	有	要	
傷病名	有	要	
診療別	—	—	診療別レセプトを使用
本人支払額	有	要	

交付番号は市独自（東京都も同様です）の取扱いであり、他県とは異なります。

医療券には市独自の交付番号（原則として毎月発行ごとに異なる番号）を付番しているので、診療報酬明細書等の所定の位置に正確に転記してください。

表記方法：頭に「交付」と記入したあと番号を表記する。

交付番号については、レセプトの作成にあたり、医科、歯科、調剤は摘要欄に、訪看は特記事項欄に、DPCレセプトの場合は出来高情報欄に記載すること。

第6 被保護者（生活保護）受診時の注意事項

1 医療機関の受診時

被保護者を診療する場合、下記の点に注意して診療をお願いします。

(1) 被保護者が医療券を提出して受診する場合

被保護者は福祉事務所等から医療券の交付を受け、医療機関の窓口はこの医療券を提出して受診することとなっています。

また、医療券には暦月を単位として有効期間が記入されていますので、この点にもご注意ください。

(2) 患者が医療券を持たずに受診する場合

ア 被保護者が医療要否意見書を持って受診する場合

指定医療機関の意見を基に医療扶助の要否の決定（医療扶助を行う必要があるかどうか）を行いますので、被保護者が持参した医療要否意見書に所要事項を記入の上、速やかに福祉事務所にご返送下さい。

医療券は、医療要否意見書等に記載された意見を基に医療扶助の適用が決定され次第、福祉事務所から医療機関に直接送付します。

イ 被保護者が何も持たずに受診する場合

上記以外で、医療券を持たない患者が、福祉事務所からの連絡なしに受診した場合には、その患者の保護を行っている福祉事務所にご連絡下さい。

なお、患者が急迫した状況にあるため医療券を発行する余裕のない場合等は、福祉事務所から指定医療機関にその状況を連絡の上、医療券を発行しないで治療等をお願いする場合があります。医療券はその後直ちに発行します。

ウ 救急患者（要保護者）の場合

救急で搬送されてきた患者が生活保護法による保護を要すると思われるときは、次の区分に従って、速やかに連絡をお願いします。

(ア) 住所又は居所のある被保護者

被保護者の住所又は居所のある福祉事務所等

(イ) 住所又は居所がないか明らかでない被保護者

現在被保護者がいるところ（医療機関所在地）を所管する福祉事務所等

第7 被支援者（支援給付）受診時の注意事項

1 医療機関の受診時

被支援者を診療する場合、下記の点に注意して診療をお願いします。

(1) 被支援者が本人確認証を提示して受診する場合

被支援者は医療支援給付の実施機関である福祉事務所等から本人確認証（56頁参照）の交付を受け、医療機関の窓口で提示して受診することになっています。

本人の負担を軽減するため、医療券は、福祉事務所等から直接医療機関に送付します。

医療券が送付されていない場合は、福祉事務所等にお問合せ下さい。福祉事務所等の名称は本人確認証に記載されています。

(2) 患者が何も持たずに受診する場合

ア 被支援者が本人確認証を持たずに受診する場合

被支援者であることが明らかな方が、本人確認証も医療券も持たずに受診した場合は、福祉事務所等にご連絡下さい。

なお、患者が急迫した状況にあるため医療券を発行する余裕のない場合等は、福祉事務所等から指定医療機関にその状況を連絡の上、医療券を発行しないで治療等をお願いする場合があります。医療券はその後直ちに発行します。

イ 救急患者の場合

救急で搬送されてきた患者が被支援者であることが明らかな場合は、速やかに被支援者の住所又は居所のある福祉事務所等へ連絡をお願いします。住所又は居所が明らかでない場合は現在被支援者がいるところ（医療機関所在地）を所管する福祉事務所等へご連絡をお願いします。

第 8 医療扶助及び医療支援給付の内容

1 範囲

医療扶助は、次に掲げる事項の範囲内で行われることになっています。医療支援給付も同様です。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

この範囲は、国民健康保険及び健康保険における療養の給付と療養費の支給との範囲を併せたものとほぼ同様とみることができます。

ただし、保険外併用療養費の支給に係るものは、原則として生活保護の対象となりません。

2 診療方針及び診療報酬

一般診療方針及び一般診療報酬

生活保護及び支援給付の指定医療機関の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によることとされていますが、この原則によることができないか、これによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、「生活保護法第 5 2 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 3 4 年 5 月 6 日厚生省告示第 1 2 5 号）」により定められています（ 4 頁参照）。

なお、保険外併用療養費の支給に係るもの（評価療養、患者申出療養及び選定療養（長期入院選定療養を除く））は、医療扶助の対象となりませんので、ご注意下さい（ 4 頁参照）。

3 治療材料の取扱い

(1) 治療材料

治療材料とは診療報酬点数に含まれないものであって、治療等の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に給付するものです。

ア 国民健康保険の療養費の支給対象となっている治療用装具

イ 輸血に使用する生血

ウ 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー

エ 上記以外の材料で、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められるもの

(2) 国民健康保険と生活保護及び支援給付の給付の相違

ア 国保 治療上必要なものが療養費の支給対象

イ 生保・支援給付 被保護者等の最低生活を保障するという観点から、国保の療養費の支給対象外のものも含まれます（例：眼鏡、ストーマ装具、尿中糖半定量検査用試験紙など）

(3) 手続

- ア 事前に要保護者又は要支援者が福祉事務所長等に保護変更申請書（様式第 1 2 号）により申請します。
- イ 福祉事務所長等が給付可否意見書（治療材料、移送）により指定医療機関及び取扱業者の所要事項の記入を受け、可否の決定をします。
- ウ 治療材料は給付を承認する場合は、治療材料券・治療材料費請求明細書を要保護者又は要支援者に発行します。

(4) 給付方法

福祉事務所が選定した取扱業者は治療材料の給付可否意見書に所要経費概算見積を記入します。

その際、治療材料が貸与可能なものである場合や要保護者又は要支援者が保有する治療材料を修理することで足りる場合は、治療材料の貸与又は修理に要する費用について、併せて見積を記入します。

指定医療機関の医師は、この給付可否意見書の可否意見欄に所定の事項を記載して下さい。

(5) 給付方針

原則として現物給付によって行うものとします。なお、吸引器及びネブライザーについては、現物給付に限ります。

(6) 治療材料の範囲・要件及び費用

治療材料の範囲	国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血並びに義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー 上記以外の材料について、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由を福祉事務所長等により認められた場合
費用	国民健康保険の療養費の例による。なお、義肢、装具、眼鏡及び歩行補助つえ（つえを除く。）については、障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 2 8 号）の別表に定める額の 1 0 0 分の 1 0 4 . 8 に相当する額以内の額（一円未満の端数は切り捨て処理） 真にやむを得ない事情により の基準の額を超えて給付する場合又は、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具若しくは歩行補助つえ（つえに限る。）を給付する場合の費用については、必要最小限度の実費

治療材料と消費税の関係について

消費税法第 6 条（非課税の別表第 1 ）により生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療（消費税法第 6 条非課税の別表第 1 ）は全て非課税となるため、治療材料は非課税となる。支援給付も同様である。

1 0 0 分の 1 0 4 . 8 について

「障害者総合支援法の補装具等の基準の別表に定める額は身体障害者物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。」「1 0 0 分の 1 0 4 . 8 」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費

税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものである。」(補装具費支給事務取扱要領)とある。

このため、治療材料のうち義肢、装具、眼鏡及び歩行補助つえ(つえを除く)の費用については、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の別表に定める額の100分の104.8に相当する額を限度とすることになっており、「100分の104.8」は消費税相当分を考慮した乗数である。

4 移送の取扱い

移送の給付については、被保護者から申請があった場合、給付可否意見書(移送)等により主治医の意見を確認するとともに、福祉事務所において移送を必要とする内容を確認の上、給付決定し、次の範囲により給付します。支援給付も同様です。

(1) 給付の範囲

アからクまでに掲げる場合において、給付を行います。受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限ります。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められます。

ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合

カ 離島等で疾患にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

キ 移動困難な患者であって患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合(ただし、国内搬送に限る。)

(2) 費用

ア 移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される交通費(医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の交通費も含む。)

なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とします。

イ 当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の拳証資料に基づき、額の決定をします。

5 第三者行為について

生活保護法の改正に伴い、施行日(平成26年7月1日)以降に発生した第三者行為(交通事故等)について医療扶助または介護扶助を給付した場合、地方自治体は給付した限度において被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得することとなりました。

これは、医療保険制度における規定と同様のものです。

第9 診療報酬の請求手続き

1 医療券に基づく請求

福祉事務所等が、原則として診療前月までに生活保護法又は中国残留邦人等支援法の医療券・調剤券（以下「医療券」という。）を発行します。これに基づき、医療機関備え付けの診療報酬明細書等に請求内容を記載して、診療月の翌月10日までに東京都社会保険診療報酬支払基金に提出してください。

2 診療報酬請求書等の記載要領

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保医発第82号（平成30年7月13日保医発0713第1号改正））により、健康保険及び後期高齢者医療を例として記載してください。ただし、「診療開始日」欄は費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病について初診年月日を記入してください。

また、以下のような取扱いにご留意下さい。

(1) 医療券の有効期間の変更

福祉事務所等が訂正しますのでご連絡下さい。

(2) 当該月に診療がないとき

送付された医療券を当該福祉事務所等へ返送してください。

(3) 本人支払額等の徴収

医療券の「本人支払額」欄は、福祉事務所等が記入します。その際は、記載された金額を患者から徴収してください。

3 診療報酬明細書等の記載について

生活保護法は、優先的に他法他施策を活用することが原則となっているので、最後に適用する公費負担医療という位置づけで診療報酬等の記載を行ってください。支援給付も同様です。

生活保護と支援給付との関係では、支援給付が優先します。

4 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の施行による医療扶助及び医療支援給付の取扱いについて

被保護者で自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）及び特定医療（指定難病）対象者は、原則として自己負担がありません。同一病院（薬局）で自立支援医療等の対象外疾病の給付は、医療扶助との併用となりますが、医療券は単独券が福祉事務所より発券されます。

なお、自立支援医療（精神通院）申請時の診断書料は3,000円以内（「生活保護法による医療扶助運営要領について」に規定）です。「重度かつ継続」を申請する時の「意見書」は被保護者が対象外であるため不要です。

また、特定医療（指定難病）申請時の診断書（臨床調査個人票）の作成及び手続き協力料は5,000円以内（ ）添付書類における複写フィルムやCD-R等の費用は1,000円以内（ ）です。医療支援給付も同様に取扱ってください。

(参考1) 公費負担医療制度の法別番号

法別番号	区分		法別番号	区分		
25	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	介護支援給付(公費単独(10割)の者)	38	都 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 (国:肝炎治療特別促進事業)		
		医療支援給付	82	都 特殊医療 (人工透析を必要とする腎不全)		
		介護支援給付	51 83	都 難病等医療費助成制度		
13	戦傷病者特別援護法	療養給付	80	障 心身障害者(児)医療費助成制度		
14		更生医療	81	親 ひとり親家庭等医療費助成制度		
15	障害者総合支援法	自立支援医療	更生医療	82	都 小児精神病	
16			育成医療		都 被爆者の子に対する医療	
21			精神通院医療		都 大気汚染関連疾病	
24		療養介護医療	87	都、区 妊娠高血圧症候群等に対する医療		
17	児童福祉法	療育給付	88	乳 乳幼児医療費助成制度		
52		小児慢性特定疾病		子 義務教育就学児医療費助成制度		
53		措置に係る医療給付				
79		障害児施設医療				
18	原子爆弾被爆者に対する	認定疾病医療	93	自立支援医療(精神通院医療)都単独分		
19	援護に関する法律	一般疾病医療		結核医療都単独分		
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神医療(措置入院)	<p>注1:この頁の左欄には生活保護法に優先する他法を掲載した。この他には「公害健康被害者医療」が生活保護法より優先する。</p> <p>注2:右欄の法別番号38から93については東京都の単独事業であるため生活保護受給中は対象外である。</p> <p>注3:社会保険に加入している被保護者については、「水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費」、「メチル水銀の健康影響による治療研究」、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費」等の治療研究事業は、生活保護法より優先される。</p> <p>別冊問答集第2編問76の肝炎治療特別促進事業は、都においては注2の取扱いとなっている。</p> <p>参考資料 医療費公費負担事業等一覧(東京都) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日付保険発第82号厚生労働省保険局医療課長通知、平成28年3月25日改正)</p>			
22	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬中毒				
23	母子保健法	養育医療				
10	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核医療			一般医療	
11					入院勧告(措置)	
28		1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症				
29						
30	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)	鑑定入院、入院、通院等の医療の給付				
66	石綿による健康被害救済に関する法律	医療費の支給				
54	難病の患者に対する医療等に関する法律	特定医療(指定難病)				

(参考2) 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	徳島	36
秋田	05	岐阜	21	香川	37
山形	06	静岡	22	愛媛	38
福島	07	愛知	23	高知	39
茨城	08	三重	24	福岡	40
栃木	09	滋賀	25	佐賀	41
群馬	10	京都	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京	13	奈良	29	宮崎	45
神奈川	14	和歌山	30	鹿児島	46
新潟	15	鳥取	31	沖縄	47
富山	16	島根	32		

第 10 指導と検査

1 指導

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の 2 種です。

ア 一般指導

一般指導は、八王子市長が、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行うものとする。

イ 個別指導

個別指導は、厚生労働大臣又は八王子市長が次のいずれかにより、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行うものとする。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他関係者を一定の場所に集合させて行っても差し支えないこと。

(ア) 厚生労働大臣又は八王子市長が単独で行う指導

(イ) 厚生労働大臣及び八王子市長が共同で行う指導

(3) 方法

ア 一般指導

周知徹底を図る内容に応じ、以下の方法等により行います。

a 講習会方式による講習・講演

b 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知

c 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

イ 個別指導

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行います。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所が速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行います。

2 検査

(1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地にて行います。なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行います。

(3) 検査後の措置

ア 指定取消、効力停止

- (ア) 故意に不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの
- (ウ) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

イ 戒告

- (ア) 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの
- (ウ) 軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

ウ 注意

- (ア) 軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

経済上の措置

検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、これを保護の実施機関に返還させるよう措置します。

なお、偽りその他不正な手段により医療等の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関等があるときは、八王子市長又は他の市町村長は、当該指定医療機関等から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができます。(生活保護法第78条第2項)

3 その他の取り扱い

上記1及び2に定めるところは、医療保護施設について準用されます。また、中国残留邦人等支援法においても同様の取り扱いとなります。

八王子市生活保護法による指定医療機関に対する指導及び検査実施要領

1 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法（昭和25年法律第144号）（以下「法」という。）による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

2 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、次の方法により実施する。

（1）対象

原則として全ての医療機関を対象とするが、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定医療機関を対象とする。

（2）実施方法

講習会、広報、文書等の方法により行うものとする。

3 個別指導

個別指導は、被保護者に対する適切な処遇の確保及び福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制の確保を図るため、次の方法により実施する。なお、厚生労働大臣と共同で行う指導（以下「共同指導」という。）を実施する場合、下記の項目（1）より選定された指定医療機関の中から、その内容を勘案し、共同指導を実施することが必要な指定医療機関を選定するものとする。

（1）対象

次の各号の一に該当するものとする。

- ア 診療報酬明細書審査状況（過誤調整が多いなど）等により指導が必要と認められる指定医療機関
- イ 委託患者が多い指定医療機関
- ウ 患者の取扱い上、指導の必要が認められる指定医療機関
- エ 福祉事務所と指定医療機関相互協力体制が確保できず、指導の必要性が認められる指定医療機関
- オ 個別指導がこれまでに実施されたことがない指定医療機関及び指導後一定期間を経過した指定医療機関で指導の必要性が認められる機関
- カ 新たに指定された医療機関（開設後1～2年）で、保護制度に対する理解が不十分と思われる指定医療機関
- キ 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査した上で個別指導が必要と認められる指定医療機関
- ク その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

（2）実施方法

ア 個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他帳簿書類等を閲覧し、別紙「指定医療機関に対する個別指導着眼事項及び着眼点」

により、懇談指導を行う。

イ 必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行う。

(3) 指導後の措置

ア 個別指導は、懇談形式による口頭指導を基本とするが、必要があると認められる場合は、通知をした後に文書による改善状況の報告を求める。

イ 診療報酬の過誤払いが認められた場合は、過誤調整または返還の措置を行う。

ウ 個別指導において適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行う。なお、この場合、被保護者から受診状況等の聴取が必要と考えられるときは、速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行うこととする。

エ 個別指導の結果、下記4の(1)に定めるいずれかの項目に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行う。なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うこととする。

(4) 指導職員の構成等

生活福祉総務課職員2名以上をもって編成し、必要に応じて嘱託医も編成する。

(5) 指導日

病院の繁忙期(月末～翌月10日まで)の指導は極力避け、別途決定通知する。

4 検査

検査は、被保護者に係る診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査し、診療方針を徹底させ医療扶助の適正な実施を図るため、次により実施する。

(1) 対象

次の各号の一に該当するものとする。

ア 診療内容又は診療報酬の請求に不正又は著しい不当があると疑うに足りる理由があると認められる指定医療機関

イ 正当な理由がなく、個別指導を受けることを拒否した指定医療機関

ウ 個別指導の結果、特に必要があると認められる指定医療機関

(2) 検査内容

診療内容及び診療報酬請求の適否の状況

(3) 実施方法

嘱託医1名と生活福祉総務課職員2名以上により編成し、指定医療機関に出向き書類、帳簿等を検査する。ただし、法第84条の4第1項に該当すると認められる場合には、共同指導を行うことを検討する。

5 検査後の措置

(1) 検査結果の通知及び報告書の提出

ア 検査の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 当該指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求めるものとする。

(2) 行政上の措置

ア 指定取消・効力停止

法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行う。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘

案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行う。

- (ア) 故意に不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの
- (ウ) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

イ 戒告

法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行う。

- (ア) 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの
- (ウ) 軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

ウ 注意

法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行う。

- (ア) 軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

(3) 聴聞

5(2)アに該当する場合は、検査終了後、当該指定医療機関に対して聴聞を行う。

この場合において、聴聞の手続きは、行政手続法第3章第2節に定めるところによる。

(4) 経済上の措置

ア 不正又は不当の診療及び診療報酬の請求により診療報酬に過誤払いが認められたときは、速やかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置する。ただし、過誤払が認められた当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを返還させるよう措置する。

イ 不正又は不当な診療及び診療報酬の請求があったが、未だその診療報酬に支払が行われていないときは、速やかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に当月支払うべき診療報酬額からこれを控除させるよう措置する。

ウ 指定の取消しの処分を行った場合には、原則として法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も支払わせるよう措置する。

(5) 厚生労働大臣への通知

指定医療機関について指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法(大正11年法律第70号)第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、法第83条の2に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知すること。

6 医療保護施設等の取扱い

本要領は、医療保護施設、指定医施術機関及び指定助産機関について準用する。なお、医療保護施設が指定医療機関に対する取消しの事項に該当するときは、法第45条の規定に基づく改善命令を行う。

資料編

新規・更新		(更新の場合に記入) 生活保護法指定期間満了日		令和	年	月	日			
業務の種類		(1)医科	(2)歯科	(3)薬局	(4)訪問看護ステーション					
医療機関	フリガナ 名称									
	所在地	〒 - TEL () -								
開設者	フリガナ 氏名				生年月日	明大昭平令 年 月 日				
	住所	〒 -			* 法人の場合は、法人名称 * 法人の場合は記載不要					
管理薬剤師または	フリガナ 氏名				生年月日	明大昭平令 年 月 日				
	住所	〒 -			* 法人の場合は、主たる事務所の所在地					
健康保険法(又は介護保険法)による指定				<チェック欄> 有(申請中を含む)						
健康保険法による指定	医療機関・薬局・ステーションコード(7けた)			健康保険法による指定期間						
				令和	年	月	日	から 令和	年	月
介護保険法による指定(訪問のみ)	介護事業所番号(10けた)			介護保険法による指定期間						
				令和	年	月	日	から 令和	年	月
勤務医等	<input type="checkbox"/> <チェック欄> 開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している、もしくは開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している場合は左のチェック欄にチェックしてください。									

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

八王子市長 殿

<申請者(開設者)の氏名及び住所>

(法人の場合は主たる事務所の所在地及び法人名称)

〒 -

住所 _____ * 法人の場合は主たる事務所の所在地

氏名 _____ 印 * 法人の場合は法人名称及び法人印

担当者連絡先 TEL () - 担当者名 _____



福祉事務所収受印

福祉事務所使用欄

誓約書	有・無	指定年月日 (更新年月日)	令和	年	月	日
指定についての意見						

注意事項

- 1 この申請書は、八王子市福祉事務所を經由して八王子市長宛に提出してください。
- 2 生活保護法の指定を受けるには、**すでに健康保険法(訪問看護ステーションにおいては介護保険法)の指定を受けている必要があります。**
- 3 申請する場合には、**欠格事由に該当しない旨の誓約書**を必ず添付してください。
- 4 指定された場合には、八王子市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

令和

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記載してください。
- 2 「新規」または「更新」のいずれかに をしてください。更新の場合は、直近の生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定通知書に記載されている指定の有効期間の満了日を「生活保護法指定期間満了日」欄に記載してください。
- 3 「業務の種類」欄は、該当するものを で囲んでください。
- 4 「医療機関」欄には、指定を受けようとする医療機関の名称及び所在地を記入してください。
「名称」は、関東信越厚生局が発行する健康保険法の指定通知書(訪問看護ステーションにおいては八王子が発行する介護保険法の指定通知書)に記載の名称を記載してください。
- 5 「開設者」欄は、個人開設の場合は開設者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。開設者が法人の場合は、「氏名」欄に法人名称を記載し、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
- 6 「管理者または管理薬剤師」欄は、医科、歯科、訪問看護ステーションにおいては管理者について、薬局においては管理薬剤師について、その氏名、生年月日及び自宅住所を記載してください。
- 7 「健康保険法(介護保険法)による指定」欄については、該当する場合にチェックを入れてください。
なお、生活保護法をの指定を受けるには、すでに健康保険法(訪問看護ステーションにおいては介護保険法)の指定を受けている必要があります。
- 8 「健康保険法による指定」欄については、関東信越厚生局が発行する**直近**の健康保険法の指定通知書に記載されている医療機関・薬局・ステーションコード及び指定期間(訪問看護ステーションにおいては指定年月日)を記載してください。
- 9 「介護保険法による指定」欄については、訪問看護ステーションのみ、八王子市が発行する**直近**の介護保険法の指定通知書に記載されている事業所番号及び指定期間を記載してください。
訪問看護ステーションは、「健康保険法の指定」及び「介護保険法の指定」の両方の欄に記載が必要です
- 10 申請者(開設者)の署名欄は、法人の場合は「氏名」欄に法人名称及び代表者職氏名を記載し、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
「担当者連絡先」、「担当者名」欄については、申請書の記入事項について市からの照会に対応する担当者の連絡先を記入してください。
- 11 指定日については、原則、**福祉事務所がこの申請書を受理した月の1日**になります。ただし、下記アからウに該当する場合は、指定日の遡及が認められることがあります。
ア 指定医療機の開設者が変更になった場合で、前開設者の変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合
イ 指定医療機関が移転し、同日付けで新旧医療機関を開設、廃止した場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合
ウ 指定医療機関の開設者が個人から法人組織に、又は法人組織から個人に変更になった場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

医療機関用

令和 年 月 日

八王子市長 殿

< 申請者 (開設者) の氏名及び住所 >

(法人の場合は主たる事務所の所在地及び法人名称)

〒 _____
住所

氏名 _____ 印

法人の場合は、主たる事業所の所在地

法人の場合は、法人名称及び法人印

医療機関名: _____ (医療機関コード: _____) については、

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

- 1 第2項第2号関係
開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
- 2 第2項第3号関係
開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定()により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
 - 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
 - 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
 - 4 医師法(昭和23年法律第201号)
 - 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
 - 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
 - 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
 - 8 医療法(昭和23年法律第205号)
 - 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
 - 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
 - 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
 - 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
 - 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
 - 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
 - 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
 - 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
 - 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
 - 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
 - 20 精神保健福祉法(平成9年法律第131号)
 - 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
 - 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
 - 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
 - 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
 - 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
 - 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 - 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
 - 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
 - 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
 - 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 3 第2項第4号関係
八王子市長が当該指定の取り消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消の日から起算して5年を経過しない場合を含む。)
- 4 第2項第5号関係
申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。
- 5 第2項第6号関係
開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として八王子市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。
- 6 第2項第7号関係
第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。
- 7 第2項第8号関係
開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 8 第2項第9号関係
当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する。

記入例

生活保護法指定 医療機関 指定申請書
中国残留邦人等支援法指定

八王子市

新規 ・更新		(更新の場合に記入) 生活保護法指定期間満了日		令和	年	月	日			
業務の種類		(1)医科		(2)歯科		(3)薬局		(4)訪問看護ステーション		
医療機関	フリガナ	イリョウハウジンシャダン カイ クリニック								
	名称	医療法人社団 会 クリニック								
	所在地	〒 - 東京都 市 町 - - TEL () -								
開設者	フリガナ	イリョウハウジンシャダン カイ					生年月日	明大昭平		
	氏名	医療法人社団 会						年 月 日		
	住所	〒 - 東京都 市 町 - -					* 法人の場合は、法人名称			
管理薬剤師	フリガナ	ハチオウジ タロウ					生年月日	明大昭平		
	氏名	八王子 太郎						年 月 日		
	住所	〒 - 東京都 市 町 - -					* 法人の場合は、主たる事務所の所在地			
健康保険法による指定	医療機関・薬局・ステーションコード(7ケタ)				健康保険法による指定期間					
					令和 年 月 日 から 令和 年 月 日					
介護保険法による指定(訪問のみ)	介護事業所番号(10ケタ)				介護保険法による指定期間					
					令和 年 月 日 から 令和 年 月 日					
勤務医等	<input type="checkbox"/> <チェック欄> 開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している。若しくは開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配属医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している。									

管理者個人の生年月日、住所を記載してください。

シャチハタは使用しないでください。法人の場合は法人印を押印してください。

上記のとおり申請します。
令和 年 月 日
八王子市長 殿

提出年月日を記載してください。

<申請者(開設者)>
〒 -
住所 東京都 市 町 -
* 法人の場合は主たる事務所の所在地
氏名 医療法人社団 会 印
* 法人の場合は法人名称及び法人印

担当者連絡先 TEL () - 担当者名

福祉事務所使用欄

指 この欄は、行政側が使用しますので、記入不要です。

記入例

生活保護法指定 医療機関 指定申請書
中国残留邦人等支援法指定

八王子市

新規 ・更新		(更新の場合に記入) 生活保護法指定期間満了日		令和	年	月	日
業務の種類		(1)医科 (2)歯科 (3)薬局		(4)訪問看護ステーション			
医療機関	フリガナ	ハウモンカンゴステーション					
	名称	訪問看護ステーション					
所在地	〒	東京都 市 - - -					
	TEL ()	-					
開設者	フリガナ	カブシキガイシャ		生年月日	明大昭平		
	氏名	株式会社			年 月 日		
住所	〒	東京都 市 - - -					
	* 法人の場合は、法人名称						
管理者	フリガナ	ハチオウジ タロウ		生年月日	明大昭平		
	氏名	八王子 太郎			年 月 日		
住所	〒	東京都 市 - - -					
	* 法人の場合は、主たる事務所の所在地						
健康保険法による指定	医療機関・薬局・ステーションコード(7ケタ)			間	年 月 日		
	7 * * * * *				令和		
介護保険法による指定(訪問のみ)	介護事業所番号(10ケタ)			間	年 月 日		
	1 3 6 * * * * *				令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
勤務医等	<input type="checkbox"/> <チェック欄> 開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している。若しくは開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配属医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している。						

管理者個人の生年月日、住所を記載してください。

訪問看護ステーションは、両方記載してください。

シャチハタは使用しないでください。法人の場合は法人印を押印してください。

上記のとおり申請します。
令和 年 月 日

八王子市長 殿

提出年月日を記載してください。

<申請者(開設者)>
〒 - - -
住所 **東京都 市 - - -**
* 法人の場合は主たる事務所の所在地
株式会社
氏名 **印**
* 法人の場合は法人名称及び法人印

担当者連絡先 TEL () - 担当者名

福祉事務所使用欄

指 この欄は、行政側が使用しますので、記入不要です。

医療機関名					医療機関・薬局 ・ステーション コード(7けた)										
医療機関所在地															
変更内容										変更年月日					
名称	変更前										令和	年	月	日	
	フリガナ														
開設者	変更前	氏名					生年月日	明大昭平令			令和	年	月	日	
	住所	〒 -					* 法人の場合は、主たる事務所の所在地								
変更後	フリガナ										令和	年	月	日	
	氏名					生年月日	明大昭平令								
住所	〒 -														
管管理理者者	変更前	氏名					生年月日	明大昭平令			令和	年	月	日	
	住所	〒 -													
薬剤師は	変更後	フリガナ										令和	年	月	日
	氏名					生年月日	明大昭平令								
住所	〒 -														
その他	変更前											令和	年	月	日
	変更後														

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

八王子市長 殿

福祉事務所収受印

< 申請者(開設者)の氏名及び住所 >
(法人の場合は、法人名称及び所在地)

〒 -

住所

法人の場合は主たる事務所の所在地

印

氏名

法人の場合は法人の名称及び法人印

担当者連絡先

TEL () -

担当者名

注意事項

- 1 この届出書は、八王子市福祉事務所を經由して八王子市長宛に提出してください。
- 2 この届出書は、申請した事項に変更があったときは10日以内に提出してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
- 2 「医療機関・薬局・ステーションコード」、「医療機関名称」及び「医療機関所在地」欄は必ず記入してください。「変更内容」欄及び「変更年月日」欄については、該当がある項目に記入してください。
- 3 「医療機関・薬局・ステーションコード」欄は、関東信越厚生局から払出された7ケタのコードを記入してください。
- 4 「医療機関名称」欄は、名称に変更があった場合は変更後の名称を記入してください。
- 5 「名称」欄は、医療機関名称に変更があった場合に記入してください。
- 6 「開設者」欄は、次の変更があった時に記入してください。
 - ・ 法人開設の場合、法人名称、主たる事務所の所在地に変更があったとき
 - ・ 個人開設の場合、開設者の氏名、住所に変更があったとき
- 7 「管理者または管理薬剤師」欄は、管理者(薬局の場合は管理薬剤師)が交代した場合又は管理者(薬局の場合は管理薬剤師)の氏名、住所に変更があったときに記入してください。
- 8 「届出者(開設者)」が法人の場合には、法人名及び主たる事務所の所在地を記入し、法人代表者印を押印してください。
- 9 「担当者連絡先」「担当者名」については、申請書の記入事項について市からの照会に対応する担当者の連絡先を記入してください。

医療機関名	医療法人社団 会 クリニック			医療機関・薬局 ・ステーション コード(7けた)										
医療機関所在地	東京都 市 - -													
変更内容					変更年月日									
名称	変更前	医療法人社団 会 クリニック			フリガナ	イリョウホウジンシャダン カイ クリニック			令和	年	月	日		
	変更後	医療法人社団 会 クリニック												
開設者	変更前	氏名		生年月日	明 大 昭 平	フリガナ				令和	年	月	日	
		住所	〒 -				*法人の場合は、主たる事務所の所在地							
	変更後	氏名		生年月日	明 大 昭 平									
		住所	〒 -											
管 理 者 薬剤師は	変更前	氏名		生年月日	明 大 昭 平				令和	年	月	日		
		住所	〒 -											
	変更後	氏名		生年月日	明 大 昭 平									
		住所	〒 -											
その他	変更前										令和	年	月	日
	変更後													

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

八王子市長 殿

提出年月日を記載してください。

< 申請者(開設者)の氏名及び住所 >
(法人の場合は、法人名称及び所在地)

〒 -

東京都 市 - -

住所

シャチハタは使用しないでください。
法人の場合は法人印を押印してください。

主たる事務所の所在地

医療法人社団 会

印

氏名

法人の場合は法人の名称及び法人印

担当者連絡先

TEL () -

担当者名

生活保護法
中国残留邦人等支援法

指定医療機関

廃止
再開
再辞

届出書

八王子市

届出内容	廃止・休止・再開・辞退	医療機関・薬局・ ステーションコード (7けた)					
業務の種類	(1) 医科	(2) 歯科	(3) 薬局	(4) 訪問看護ステーション			
医療 機 関	フリガナ						
	名称						
	所在地	〒 -					
廃止・休止・再開 ・辞退年月日	令和 年 月 日						
廃止・休止・再開 ・辞退理由							

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

八王子市長 殿

< 申請者(開設者)の氏名及び住所 >
(法人の場合は、法人名称及び所在地)

〒 -



住所 _____
法人の場合は主たる事務所の所在地

氏名 _____ 印
法人の場合は法人の名称及び法人印

担当者連絡先 TEL () - 担当者名 _____

注意事項

- 1 この届出書は、八王子市福祉事務所を經由して八王子市長宛に提出してください。
- 2 この届出書は、業務を廃止・休止・再開したときは10日以内に、指定を辞退するときは30日以上
の予告期間を設けて提出してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
- 2 「届出内容」欄については、本届出書により届 令和
- 3 「医療機関・薬局・ステーションコード」欄は、廃止・休止・再開・辞退する医療機関について、関東信越厚生局から払出された7ケタのコードを記入してください。
- 4 医療機関「名称」及び「所在地」欄は、廃止・休止・再開・辞退する医療機関の名称・所在地を記載してください。(生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定通知書に記載されている名称・所在地を記入してください。)
- 5 「廃止・休止・再開・辞退年月日」欄は、業務を廃止・休止・再開・辞退した日を記入してください。
- 6 「廃止・休止・再開・辞退の理由」欄については、廃止・休止・再開・辞退した理由を記載してください。
- 7 「届出者(開設者)」が法人の場合には、主たる事務所の所在地、法人名称を記入してください。
「担当者連絡先」「担当者名」については、申請書の記入事項について市からの照会に対応する担当者の連絡先を記入してください。

記入例

生活保護法
中国残留邦人等支援法

指定医療機関

廃止
再開
再辞

八王子市

届出書

届出内容	廃止 休止・再開・辞退	医療機関・薬局・ ステーションコード (7けた)							
業務の種類	(1) 医科 (2) 歯科 (3) 薬局 (4) 訪問看護ステーション								
医療 機 関	フリガナ	イリョウハウジンシャダン カイ クリニック							
	名称	医療法人社団 会 クリニック							
	所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都八王子市 町〇 - 〇〇 -							
廃止・休止・再開 ・辞退年月日	令和 〇〇 年 ×× 月 日								
廃止・休止・再開 ・辞退理由	担当医師引退に伴う事業縮小のため								

上記のとおり届け出ます。

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

八王子市長 殿

提出年月日を記載してください。

福祉事務所收受印

< 申請者(開設者)の氏名及び住所 >
(法人の場合は、法人名称及び所在地)
〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

住所 東京都〇〇市〇〇〇 〇-〇〇-〇
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

シャチハタは使用しないでください。

医療法人社団 会

印

氏名

法人の場合は法人の名称及び法人印

担当者連絡先 TEL (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 担当者名

医療要否意見書(月分)

医科	継続 入院	(単独・併用)	(社保の有無)	ケース番号
(氏名) 係る令和 年 月 日からの医療の要否について意見を求めます。				
(住所)				
(男・女)		(生年月日)		
(発行日)			八王子市福祉事務所長 (公印)	
(指定医療機関名) 様				

傷病名又は部位	(1)	初診年月日	(1)	年	月	日	転帰		
	(2)		(2)	年	月	日	年月日		
	(3)		(3)	年	月	日	治ゆ	死亡	中止
主要症状及び今後の診療見込									
診療見込期間	入院外	か月間	日間	(1) 今回診療日以降 1か月間	(2) 第2か月日以降 6ヶ月目まで	福祉事務所への連絡事項			
	入院	か月間	日間						
上記のとおり 入院を(1.要する 2.要しない)と認めます。 年 月 日 八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 担当医師 (診療科目)									
嘱託医の意見									
嘱託医審査結果標示記号			期間			要 次回要否意見書提出			
A	B		C	1	2	3	月以降分		
	a	b	c	a	b	4			
社保負担			他法負担			本人支払額			
(切取線)									
発行年月日 年 月 日			診察料・検査料請求書			年 月 日			
受理年月日 年 月 日									
八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名									
この券による診療年月日			年 月 日			受診者名			
請求額	診察料		初・再	点	(検査名)				
	"			点					
	"			点					
合計			点	円	社保等負担額	円	差引額	円	

「生活保護法(指定医療機関のしおり)」に基づき記入して下さい。
()書きの部分については、福祉事務所で記入して発行します。

(注意)

1 この意見書を提示した患者で、(1新規)のものは新規に生活保護法による保護を申請している世帯の者ですから診察料等を患者から請求して下さい。

(2継続)のものは生活保護法による保護を受けている世帯の者ですから診察料等を患者から徴収しないで下さい。

なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券の基づき支払基金等あて請求して下さい。

また、この場合、診察料等の徴収額が、その医療券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返して下さい。

2 「主要症状及び今後の診療見込」欄において臨床諸検査等の記入を福祉事務所からお願いしたときは、直近の臨床諸検査等を記入して下さい。

3 患者が診察(初診、再診、往診)又は検査だけを受けた場合には医療券が交付されませんので、この請求書によって直接福祉事務所長に請求して下さい。ただし、新規申請の場合は保護の決定を受けたものに限りです。

(記入要領)

1 この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停、廃止を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入して下さい。ただし、精神病の疾病による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。

2 診断が確定せず、傷病名に疑義がある場合には「傷病名又は部位」欄には の疑いと記入して下さい。

3 「初診年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入して下さい。

4 「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1か月間」にはこの意見書による診療日以降1か月間に要する医療費概算額を、「(2)第2か月目以降6ヶ月目まで」には、1か月を超えて診療を必要とするものについて、第2か月目以降6か月目までに要する医療費概算額を記入し、()内に入院料を再掲して下さい。

なお、2継続で併の場合は記入する必要はありません。

5 この意見書を提出した患者が急性期医療の定額払い方式の対象疾患(以下「対象患者」という。)となる場合は、次のように記入して下さい。

(1) 「医療要否意見書」の次に「(医療入院定額支払用)」と記入して下さい。

(2) 既に対象患者として入院している患者から、この意見書が提出された場合、「診療見込み期間」欄の「入院期間」には総入院期間を記入し、その下に「残り期間 か月 日」と記入して下さい。

(3) 「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1か月間」には入院時請求額を、「(2)第2か月目以降6か月目まで」には概算医療費の総額を記入して下さい。

6 印欄は福祉事務所で記入します。

精神疾患入院要否意見書

八王子市福祉事務所長

1. 新規 (1)現在入院中 2. 継続入院(単・併)
(2)その他

年 月 日よりの医療要否について意見を求めます。

受理年月日 年 月 日

ケース番号	発行日 年 月 日		現在の病状 又は状態像 入院外医療 が困難な理由	.抑うつ状態 1.抑うつ気分 2.内的不穏 3.焦燥・激越 4.精神運動抑止 5.罪責感 6.自殺念慮 7.睡眠障害 8.食欲障害又は体重減少 9.その他() .躁状態 1.高揚気分 2.多弁・多動 3.行為心迫 4.思考奔逸 5.易怒性・非刺激性亢進 6.誇大性 7.その他() .幻覚妄想状態 1.幻覚() 2.妄想() 3.させられ体験 4.思考形式の障害 5.奇異な行為 6.その他() .精神運動興奮状態 1.減裂思考 2.硬い表情・姿勢 3.興奮状態 4.その他() .昏迷状態 1.無言 2.無動・無反応 3.拒絶・拒食 4.その他() .意識障害 1.意識混濁 2.(夜間)せん妄 3.もうろう 4.その他() .知能障害 A精神遅滞・・・1.軽度 2.中程度 3.重度 B認知症・・・1.全体的 2.まだら(島状) 3.仮性 4.その他() .人格の病的状態 A人格障害・・・1.妄想性 2.衝動性 3.演技性 4.回避性 5.その他() B残遺性人格変化・・・1.欠陥状態 2.無関心 3.無為 4.その他() .その他 A性心理的障害・・・1.フェティシズム 2.サド・マゾヒズム 3.小児愛 4.その他() B薬物依存・・・1.覚醒剤 2.有機溶剤 3.睡眠薬 4.その他() Cアルコール症 Dその他()
患者氏名 (男・女)	生年月日	年 月 日生 (歳)		
居住地				
患者の職業	発病年月日 年 月 日(推定)			
現在の入院形態	今回当院入院年月日 (入院形態)	年 月 日 ()		
病 名	1.主たる精神障害	2.従たる精神障害	3.身体合併症	
生活歴及び現病歴 (精神科又は神経科受診歴等を含め記)				
初回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日		医学的総合判定 判定 見込期間 1.要入院医療・・・ () 2.要入院外医療・・・ () 3.医療不要	
前回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
初回から前回までの入院回数	計 回		概算医療費 1.今回診療日以降 1か月間 円 2.第2か月目以降 6か月目まで 円	
過去6か月間の病状又は状態像の変化の概要	.悪化傾向 .動揺傾向 .不変 .改善傾向 (特記事項)		上記のとおり診療を(1.要する 2.要しない)ものと認めます。 年 月 日 八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院(所)長 (担当医師)	
過去6か月間の外泊の実績	. 1回 . 2回 . 3回以上 . なし		福祉事務所嘱託医の意見	
現在の外出許可の状況	1.外出禁止 2.院内外出許可(1単独 2他の患者同伴 3看護師、家族等同伴) 3.院外外出許可(1単独 2他の患者同伴 3看護師、家族等同伴)		本庁医系職員の見解 審議会の判定	

指定医療機関名

様

発行取扱者

(注意) 1. 印の欄は福祉事務所が記入します。
 2. 印の欄は欄外に継続入院となっている場合は記入の必要がありません。
 3. この意見書の具体的記入要領及びこの患者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院の要件に該当すると認められた場合の取扱いは裏面によって下さい。
 4. 概算医療費については、診療開始後6ヶ月に限り、「概算医療費」欄の「1今回診療日以降1か月間」にこの意見書による診療日以降1か月間に要する医療費概算額を「2第2か月目以降6か月目まで」に、1か月を超えて診療を必要と認めるものについて、第2か月目以降6か月目までに要する医療費概算額を記入して下さい。

保護変更申請書(傷病届)

署名をしたとき、押印は省略できます。

下記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。		令和	年	月	日
八王子市福祉事務所長 殿					
申請者 住所					
氏名					
患者との関係					

患者の居住地	上記住所と同じ場合、省略できます。
--------	-------------------

患者氏名 申請者と同じ場合、省略できます	医療(施術)機関名
1医療 2治療材料 3施術(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)	調剤(有・無) 薬局名
受診日 令和 年 月 日	
受診科目 内・外・歯・眼・皮膚・整形・耳鼻咽喉・泌尿器・脳神経外・消化器内・精神・心療内・その他()	
病名もしくは、症状及び理由	

患者氏名 申請者と同じ場合、省略できます	医療(施術)機関名
1医療 2治療材料 3施術(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)	調剤(有・無) 薬局名
受診日 令和 年 月 日	
受診科目 内・外・歯・眼・皮膚・整形・耳鼻咽喉・泌尿器・脳神経外・消化器内・精神・心療内・その他()	
病名もしくは、症状及び理由	

患者氏名 申請者と同じ場合、省略できます	医療(施術)機関名
1医療 2治療材料 3施術(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)	調剤(有・無) 薬局名
受診日 令和 年 月 日	
受診科目 内・外・歯・眼・皮膚・整形・耳鼻咽喉・泌尿器・脳神経外・消化器内・精神・心療内・その他()	
病名もしくは、症状及び理由	

取扱い事務所 浅川・由木・由木東・南大沢・横山・館・元八王子・恩方・川口・加住・由井・北野・石川

医療扶助開始決裁欄

世帯番号	受理年月日	令和 年 月 日	地区担当員
------	-------	----------	-------

決裁区分 丁

起案日 令和 年 月 日

決裁日 令和 年 月 日

施行日 令和 年 月 日

上記申請のとおり医療扶助を開始します。

新規・継続

課長	査察	地区担当	医療担当

交付年月日	令和 年 月 日
有効期間	医療扶助開始日より同月末日まで

訪問看護要否意見書

訪問看護	ケース番号
(氏名) に係る令和 年 月 日からの訪問看護の要否について意見を求めます。 (住所) (男・女) (生年月日) (発行日) (医療機関名) 院(所)長 様 八王子市福祉事務所長 (公印)	

利用者氏名	生年月日	年 月 日
主たる病名	訪問看護 開始年月日	年 月 日

病状・治療状態 (改善の見込み等)	
----------------------	--

訪問看護 見込期間	ヵ月	訪問看護	1. 1回	4. 4回以上
		見込回数 (1週当たり)	2. 2回	5. その他 (週当たり 回)
3. 3回				

実施が適切と思われる訪問看護事業者	所在地 名称
-------------------	-----------

上記のとおり 訪問看護を(1. 要する)と認めます。
 2. 要しない

年 月 日

(あて先) 八王子市福祉事務所長 様

指定医療機関の所在地及び名称
 指定医療機関の長又は開設者氏名

福祉事務所 嘱託医意見	1. 訪問看護の要否 (ア 要する イ 要しない)
	2. 訪問看護見込期間 (ヵ月)
	3. 訪問看護見込回数 (1週当たり 回(週当たり 回))
	4. 参考意見 平成 年 月 日

嘱託医

印の欄は福祉事務所で記入します。

給付要否意見書(所要経費概算見積書)

下記により医療扶助を開始します。

福祉事務所記載欄	ケース番号 (令和 年 月 日以降の) (氏名) (歳)に係る 治療材料 の給付の要否について意見を求めます。 (発行日) (指定医療機関名) 院(所) 長 様 八王子市福祉事務所長 (公印)					
	傷病名 (1) (2) (3)		傷病の程度及び給付を必要とする理由			
要否意見(医師記載欄)	給付内容	治療材料 [種類]				
		移送 [種類・区間]				
			治療に必要な通院頻度	1か月に	日	
			移送に要する見込期間		ヶ月	
(患者氏名) について、上記のとおり給付を(1要する 2要しない) と認めます。 年 月 日 八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院(所)長						
所要経費概算見積(取扱業者記載)	治療材料	種類	品名(商品名)	単価	数量	金額
		合計				
(治療材料) について、上記のとおり概算見積します。 八王子市福祉事務所長 様 年 月 日 取扱業者の所在地及び名称						
福祉整理事務所	(移送費概算額等を記載)					
嘱託医見						

(記載注意) 印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

生活保護法 医療券 (令和 年 月分)																												
公費負担者 番 号										有効期間	日から 日まで																	
受給者番号								/		単独・併用別	(単独・併用)																	
交付番号																												
氏名	〔性別〕〔生年月日〕																											
居住地																												
指定医療機関																												
傷病名									診療別																			
									入院外来																			
									本人支払額	円																		
地区担当者名																												
取扱担当者名	八王子市福祉事務所長 (公印)																											
備	社 会 保 険								なし()																			
	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>																											
考	<small>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2</small>								なし																			
	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>																<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>											
そ の 他																												

- 備考 1. この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとする事。
2. 「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、訪問看護ステーション名の名称も併せて記入すること。

生活保護法 調剤券 (令和 年 月分)										
公費負担者 番号									有効期間	日から 日まで
受給者番号									単独・併用別	(単独・併用)
交付番号										
氏名	〔性別〕〔生年月日〕									
居住地										
指定医療機関										
傷病名									診療別 入院外来	
									本人支払額	円
地区担当者名 取扱担当者名	八王子市福祉事務所長 (公印)									
備	社会保険								なし()	
									なし	
考	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2									
	その他									

- 備考 1. この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとする事。
2. 「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、訪問看護ステーション名の名称も併せて記入すること。

医療券連名簿 (令和 年 月分)

(公費負担者番号: 12134011又は12134029)

生活保護法医療券につきまして、下記の通り送付します。

なお、要否意見書につきましては要否意見書の有効期限の月末までに必要事項を記載しご返送ください。

受給者番号 交付番号	氏名	性別 生年月日	診療年月 有効期間	種別	後 保	精 神	結 核	百 立 等	社保	本人支払額	地区名 担当者名	備考
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									
			から まで									

ご不明な点は、福祉事務所の医療担当者へご連絡ください。連絡先TEL 042-620-7370 (発行取扱者)

調剤券連名簿 (令和 年 月分)

(公費負担者番号: 12134011又は12134029)

生活保護法調剤券につきまして、下記の通り送付します。

受給者番号 交付番号	氏名	性別 生年月日	診療年月 有効期間	種別	後 保	精 神	結 核	自 立 等	社保	本人支払額	地区名 担当者名	備考
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		
			から まで							円		

ご不明な点は、福祉事務所の医療担当者へご連絡ください。連絡先TEL 042-620-7370 (発行取扱者)

訪問看護に係る利用料請求書

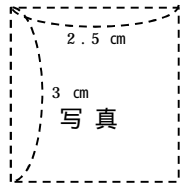
(年 月分・訪問回数 回)

訪問看護に係る利用料明細書	基本利用料以外の利用料	単位	単価	金額	摘要
		回	円	円	
		回	円	円	
		回	円	円	
		回	円	円	
		回	円	円	
		回	円	円	
		回	円	円	
	合計金額	請求		決定	
		円		円	

請求書	(利用者氏名)
	に係る上記明細書による訪問看護に係る利用料を請求します。
	令和 年 月 日
	住所
	八王子市福祉事務所長 様
	事業者名

- (注) 1. 印の欄は、福祉事務所で記入します。
 2. 摘要欄には利用料の内容が分かるように具体的に記入してください。
 3. 「訪問看護」の部分は、不要なものを — で消してください。

(表面)

本人確認証	No _____
氏名 生年月日 性別 住所	
上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。	
発行日	年 月 日
八王子市福祉事務所長	
この確認証の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。	

(裏面)

(注意)
(1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
(2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。
(3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。 御本人が支援給付を受けなくなったとき。 確認証の記載事項に変更があったとき。 確認証の有効期間が満了したとき。 確認証が使用に耐えなくなったとき。 確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
(4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に掲示して下さい。

(備考)

1. 再発行の場合は、再発行と表示する。
2. フィルムで完全密封する。

生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用原則化についてご協力のお願い

後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用し
ていただくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として()後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いします。

例外として先発医薬品が使用されるのは、在庫がない場合と後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することが可能です。

3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

詳細については、東京都福祉保健局の下記ホームページを御参照ください。

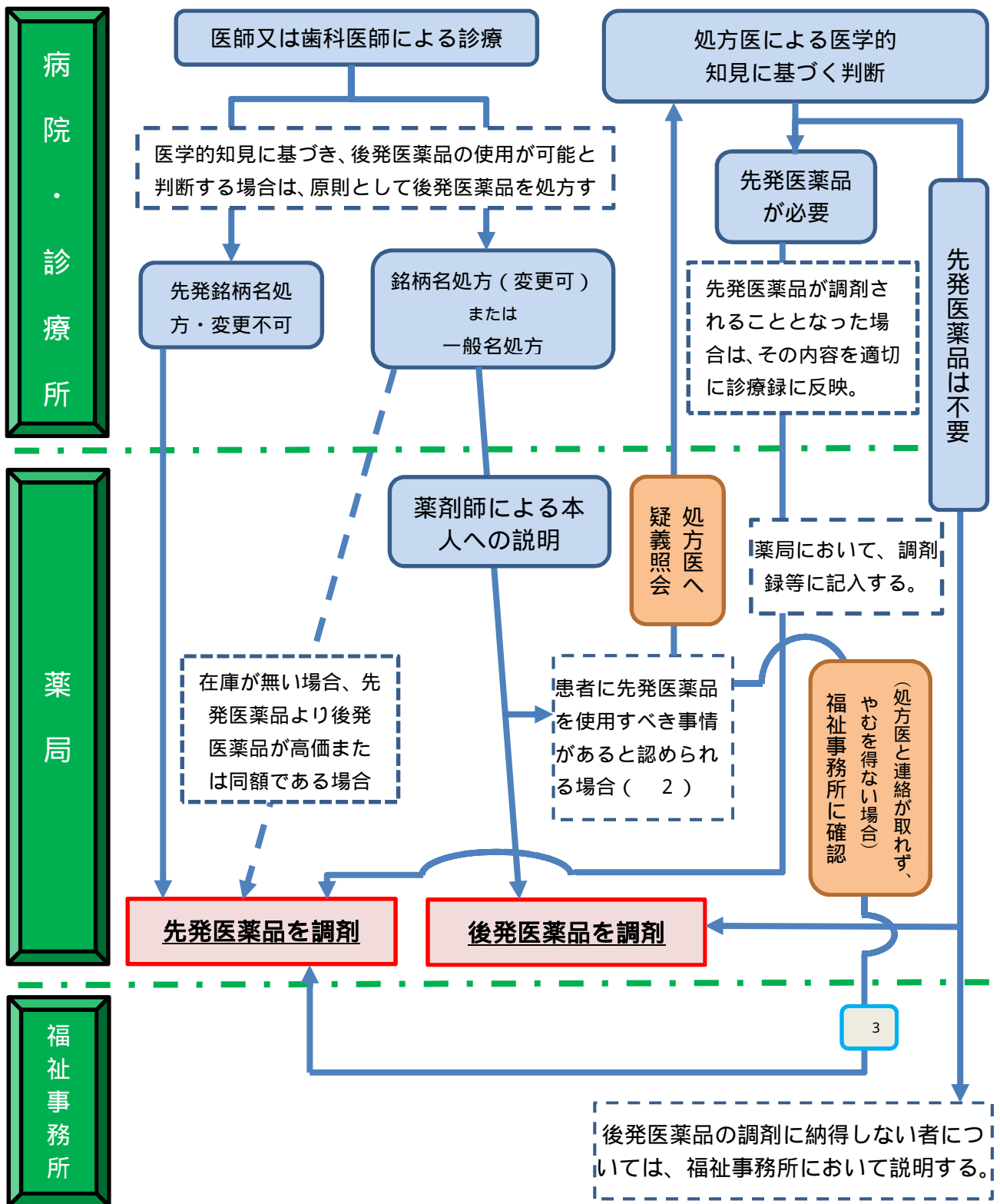
東京都福祉保健局トップページ > 生活の福祉 > 生活保護 > 生活保護法改正による
後発医薬品の使用原則化について(生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ)

[URL] <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/hogo/seiho-kouhatuiyakuhin.html>

【照会先】

八王子市福祉部生活福祉総務課医療担当(042-620-7476)

調剤に至るフロー図



- 1：薬局において在庫が無い場合を除く。ただし、その場合、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努める。
- 2：患者が十分に自身の状況を医師等に伝えられず、薬局において、後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬が期待できないと認められるような場合等が想定される。
- 3：処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認し、先発医薬品を調剤することも可能。（休日・夜間等福祉事務所にも連絡がとれない場合は、福祉事務所に事後報告でも可。）
薬剤師は速やかに処方医に対し、調剤した薬剤について情報提供を行うとともに、次回の処方内容について確認する。

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用原則化についてご協力のお願い

後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更
に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後
発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくこと
になりました。

【生活保護を受けている方への調剤について】

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の
処方せんを持って、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として
後発医薬品を調剤するようお願いします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬
品を調剤できるのは、在庫がない場合と後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなって
いる又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医
に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いします。ただし、処方医との連絡
が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。
初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報
告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

こうした対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時まで）、処方医に対し、調剤した薬剤の
情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

これまででは、先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤し、指定薬局はその事
情について聴取することとしておりましたが、今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤する
ことはできなくなりますので、この仕組みは廃止となります。

【福祉事務所への情報提供等について】

1. 上記2又は3の事由により、先発医薬品を調剤した場合、福祉事務所へ情報提供していただくよう願
いします。（詳細については、以下の東京都保健福祉局ホームページを御参照ください。）
2. 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明する
ことをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所
に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を
図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された
場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

詳細については、東京都福祉保健局の下記ホームページを御参照ください。

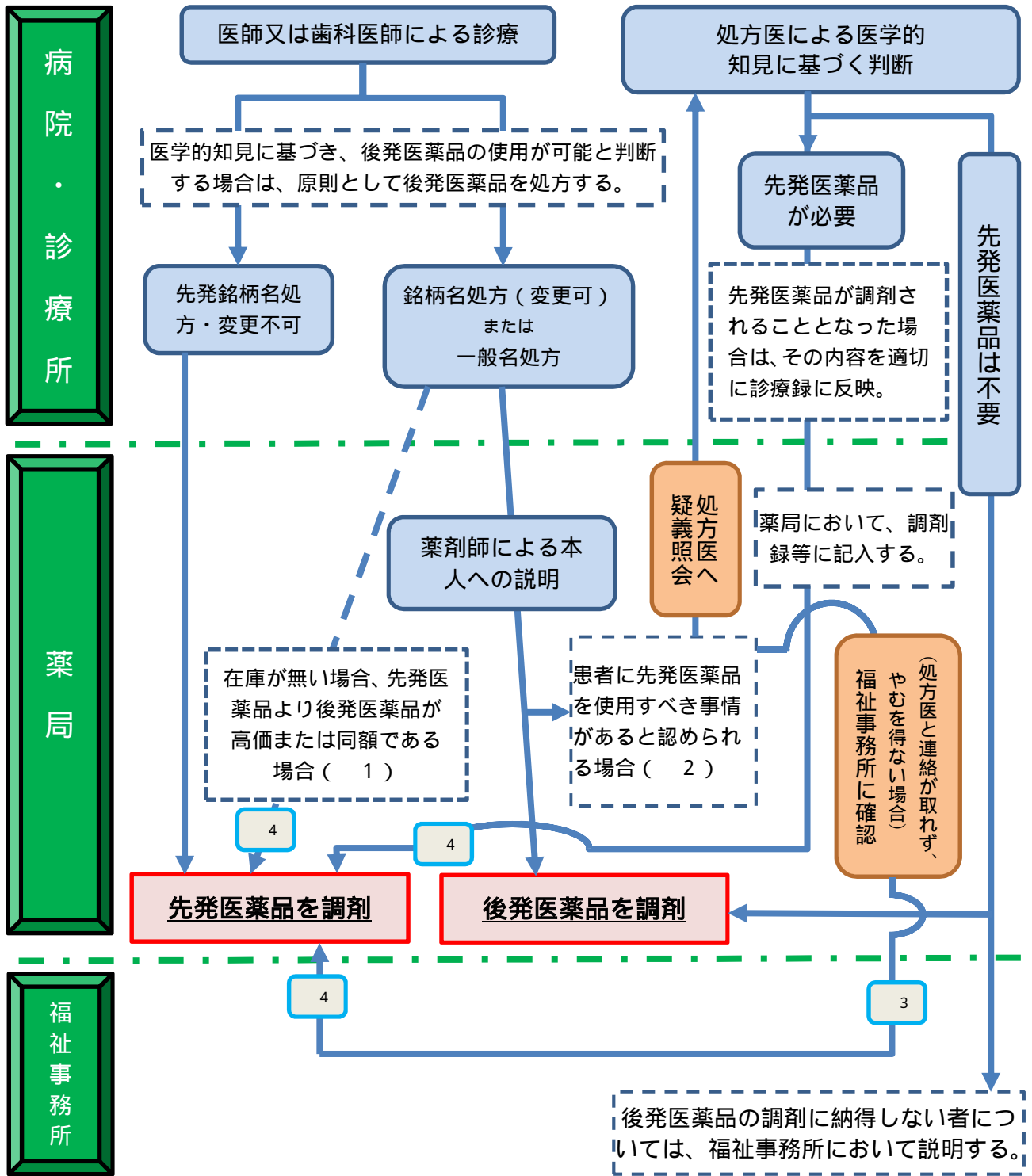
東京都福祉保健局トップページ > 生活の福祉 > 生活保護 > 生活保護法改正による
後発医薬品の使用原則化について（生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ）

〔URL〕<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/hogo/seiho-kouhatuiyakuhin.html>

【照会先】

八王子市福祉部生活福祉総務課医療担当（042-620-7476）

調剤に至るフロー図



- 1：薬局において在庫が無い場合を除く。ただし、その場合、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努める。
- 2：患者が十分に自身の状況を医師等に伝えられず、薬局において、後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬が期待できないと認められるような場合等が想定される。
- 3：処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認し、先発医薬品を調剤することも可能。(休日・夜間等福祉事務所にも連絡がとれない場合は、福祉事務所に事後報告でも可。)
 - 薬剤師は速やかに処方医に対し、調剤した薬剤について情報提供を行うとともに、次回の処方内容について確認する。
- 4：例外的に先発医薬品を調剤した場合は、調剤報酬明細書(レセプト)の摘要欄に、調剤券の「交付番号」の転記に続けて、その理由等を記載(詳細は東京都保健福祉局ホームページ参照)

【八王子市の問合せ先】

担当業務	問合せ先（福祉部）	電話（直通）	F A X
・医療扶助に関すること （指定を含む。） ・介護扶助に関すること （指定を含む。）	生活福祉総務課	042-620-7476	042-627-5956
医療券・介護券の発行に関すること	生活福祉総務課 （業務委託業者）	042-620-7370	
要保護者に関すること	生活福祉地区第一課 1 班 生活福祉地区第一課 2 班 生活福祉地区第一課 3 班 生活福祉地区第一課 4 班 生活福祉地区第一課 5 班 生活福祉地区第二課 6 班 生活福祉地区第二課 7 班 生活福祉地区第二課 8 班 生活福祉地区第二課 9 班 生活福祉地区第二課 10 班	042-620-7373 042-620-7280 042-620-7371 042-620-7463 042-620-7464 042-620-7465 042-620-7242 042-620-7374 042-620-7439 042-620-7466	
支援給付に関すること	福祉政策課 中国残留邦人支援担当	042-621-2330	042-628-2477

F A Xでの問合せに関しては、個人情報の取扱いに十分注意して下さい。

八王子市指定医療機関のしおり

令和3年(2021年)2月改正

作 成 八王子市福祉部生活福祉総務課

住 所 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

電 話 042-620-7476(直通)